

2020年12月24日  
丸紅新電力株式会社

## 大雪により被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

### (東京電力パワーグリッド株式会社サービスエリア内にお住まいの方)

2020年12月16日から大雪により被災されたお客さまに、心からお見舞い申し上げます。被災地域の復興と、皆さまが一日も早く日常を取り戻すことができるよう、お祈り申し上げます。

当社では、このたびの大雪の影響により、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、住居等に被害を受けられた方からお申し出があった場合に、電気料金等の特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

なお本特別措置は、先般東京電力エナジーパートナー株式会社が発表されたものと同様の措置となります。

2020年12月24日現在の特別措置の内容は、次のとおりです(東京電力エナジーパートナー株式会社WEBサイト2020年12月22日お知らせより)。対象地域に変更があり次第、随時対応させていただきます。

#### 1. 特別措置の対象地域

災害救助法の適用地域

【新潟県】南魚沼市、南魚沼郡湯沢町

災害救助法の適用地域に隣接する地域

【群馬県】吾妻郡中之条町、利根郡みなかみ町

【新潟県】十日町市、魚沼市、中魚沼郡津南町、

【長野県】下水内郡栄村

※災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。

#### 2. 特別措置の内容

##### 1. 支払期日の1ヵ月延長

- ・2020年11月分※、12月分、2021年1月分および2月分の電気料金について、支払期日(支払い義務発生日の翌日から30日目)を1ヵ月間延長いたします。

※11月分については、支払期日が災害救助法の適用日以降となる地域の方が対象となります。

##### 2. 不使用月の電気料金の免除

- ・被災日から引き続き全く電気を使用していない場合には、被災日が属する月分の次の月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金を申し受けません。

日本の元気を日本の電気で100年先まで、結ぶ。



### 3.被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

- ・災害により電気設備が一時使用不能となった場合、2021年6月末日までの間は、復旧するまで使用ができない設備に相当する基本料金は申し受けません。

### 3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社窓口までご連絡ください。

#### 法人のお客さま

TEL：03-3282-2350

(受付時間 10:30～15:00 ※土曜・日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

#### 個人のお客さま

丸紅新電力カスタマーセンター

ナビダイヤル：0570-000-821 (ナビダイヤルをご使用になれない方：03-6703-8909)

(受付時間 月～金曜 9:00～20:00 土曜 9:00～17:00 ※日曜・祝日、当社指定の休業日を除く)

※カスタマーセンター 年末年始の休業期間に関するお知らせ

[https://denki.marubeni.co.jp/news/20201201\\_124/](https://denki.marubeni.co.jp/news/20201201_124/)

以 上